



## ★ 健康保険料の新しい標準報酬月額について

9月分保険料（10月告知分）から、新しい標準報酬月額に決定されました。

この新しい標準報酬月額は、さきに当組合から送付しました「被保険者標準報酬決定通知書」に記載されておりますので、ご確認のうえ各被保険者負担分の保険料を控除していただくことになります。

今回決定された標準報酬月額は、本年9月1日から来年8月31日までの間、保険料計算や保険給付の基礎として使用することになります。

ただし、改定月が7月、8月、9月の随時改定（月額変更）に該当する方は、月額変更届により改定された標準報酬月額を使用します。

今後昇給等により、従前報酬が大幅に変動する場合には、月額変更届を提出して下さい。

保険料の控除は当月支払われる給与から前月分の保険料を控除することになっております。

例) 9月分の保険料 → 10月支払分給与から控除

なお、厚生年金保険料の料率につきましては、日本年金機構のホームページもしくは最寄りの年金事務所にお問い合わせ下さい。

## ★ 秋の紙上ウォーキング・キャンペーンについて

「第29回」ウォーキング・キャンペーンを10月1日から11月30日までの2ヶ月間で実施いたします。既にご案内しております記録表には、万歩計（歩数計や活動量計、携帯アプリ等）を使用し歩数を記録して下さい。万歩計を使用できない場合は記録表に記載された計算式を基に歩数を計算し記録して下さい。1日当たりの歩数は、起床してから就寝するまでで通勤や就業中も含む合計歩数です。ご自身の歩数を把握し生活習慣の見直しや目標にお役立て下さい。

## ★ インフルエンザ予防接種について

インフルエンザを予防する健康管理事業の一環として予防接種補助金を実施いたします。

今年も新型コロナワクチン接種を幅広い年齢層の方が実施されているため、インフルエンザ予防接種を希望する際は医療機関にご相談のうえ実施して下さい。

今年度も補助金交付対象者を全被保険者及び全被扶養者といたします。補助金申請書受付期間は、令和4年10月1日から令和5年3月6日までとし、補助金額は年度内一人1回1,000円（1,000円未満は実費の範囲）です。申請の際当該予防接種を受けたことのわかる領収書の原本が必要になります。申請時の注意事項を下段に記載いたしますのでご確認ください。

- ・65歳以上や、64歳以下で市区町村の利用補助を受けられる方は、助成金額に関わらず補助対象外です。新型コロナウイルス感染症の流行が懸念されており、各市区町村で助成内容や助成方法が異なりますので予めご確認ください（重複しての補助はできません）。
- ・補助対象期間は、令和4年10月1日から令和5年3月6日（当該年度）までに実施されたインフルエンザ予防接種のみで、過去に実施されたものは対象外です。
- ・提出していただく領収書は、医療機関で「インフルエンザ予防接種」と表記されたものを添付して下さい。インフルエンザ予防接種の外に健康診断・人間ドック等の自費診療分が混在し、インフルエンザ予防接種単独料金の確認が出来ないケースがあるため、医療機関にて記載していただくようお願いいたします（ゴム印可）。  
また、領収書には「インフルエンザ予防接種」の記載がなく、別に明細書等により利用料金の確認が出来る場合は、領収書と併せて提出して下さい。
- ・今年度は、年度内一人1回のみの利用補助です。

ご不明な点等ございましたら、健康管理課までご連絡下さい。